

横須賀市報

号外第 25 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例

- ◇地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例中一部改正..... 2
- ◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例中一部改正..... //
- ◇議会議員の議員報酬等に関する条例中一部改正..... //
- ◇常勤特別職員給与条例中一部改正..... //
- ◇職員給与条例等中一部改正..... //
- ◇横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中一部改正..... 12
- ◇市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中一部改正 14

- ◇コミュニティセンター条例中一部改正..... 19
- ◇横須賀市市税条例中一部改正..... 20
- ◇体育会館条例中一部改正..... //
- ◇市営住宅条例中一部改正..... 21
- ◇水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例中一部改正..... //
- ◇上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例中一部改正..... //
- ◇火災予防条例中一部改正..... //
- ◇市立学校の授業料等に関する条例中一部改正..... 22

規 則

- ◇職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則中一部改正..... //

告 示

- ◇令和5年度横須賀市一般会計補正予算(第6号)ほか4件について..... //

本号で公布された条例のあらまし

○地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例(条例第44号)

- 1 特定非営利活動法人横須賀国際交流協会及び特定非営利活動法人アクションおっぱまが行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする期間を更新する。
- 2 施行期日 公布の日(令和5年12月19日)

○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(条例第45号)

- 1 職員を派遣することができる公益的法人等に地方税共同機構を加える。
- 2 施行期日 令和6年4月1日

○議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(条例第46号)

- 1 特別職の国家公務員の給与改定の措置に準じて、市議会議員に係る期末手当の支給割合を改める。
- 2 施行期日 令和6年4月1日。ただし、一部については、公布の日(令和5年12月19日)

○常勤特別職員給与条例の一部を改正する条例(条例第47号)

- 1 特別職の国家公務員の給与改定の措置に準じて、常勤特別職員の期末手当の支給割合を改める。
- 2 施行期日 公布の日(令和5年12月19日)。ただし、一部については、令和6年4月1日

○職員給与条例等の一部を改正する条例(条例第48号)

- 1 令和5年人事院勧告に準じて、本市一般職員及び一般職の任期付職員の給与を改定する。
- 2 施行期日 公布の日(令和5年12月19日)から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、一部については、令和6年4月1日

○横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第49号)

- 1 本市一般職員の給与改定の措置に準じて、会計年度任用職員の給与を改定する。
- 2 地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定を設ける。
- 3 施行期日 令和6年4月1日。ただし、1の一部については、公布の日(令和5年12月19日)から施行し、令和5年4月1日から適用する。

○市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第50号)

- 1 本市一般職員の給与改定に伴い、本市教育職員の給与を改定する。
- 2 施行期日 公布の日(令和5年12月19日)から施行し、令和5年4月1日から適用する。

○コミュニティセンター条例の一部を改正する条例(条例第51号)

- 1 衣笠コミュニティセンター及び浦賀コミュニティセンターに個人が使用できる施設としてプレイルームを、団体が使用できる施設として軽運動室をそれぞれ設置する。
- 2 三春コミュニティセンターの集会室兼体育室の使用料を改める。
- 3 施行期日 令和6年4月1日

○横須賀市市税条例の一部を改正する条例(条例第52号)

- 1 地方税法の改正に伴い、個人の市民税均等割軽減の算定の対象となる扶養親族を、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとする。
- 2 地方税法の改正に伴い、軽自動車税の種別割に係る軽減措置の期間を延長する。
- 3 施行期日 公布の日(令和5年12月19日)。ただし、1については、令和6年1月1日

○体育会館条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 南体育会館に第3トレーニング室を設置する。
- 2 施行期日 令和6年4月1日

○市営住宅条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 店舗等の家賃に係る規定を廃止する。
- 2 市営住宅の入居者等の使用に係る駐車場の使用料を改める。
- 3 施行期日 令和6年4月1日

○水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 管路の維持管理業務を委託する事業者の選定に関する諮問に応ずる附属機関として横須賀市管路維持管理業務委託事業者選定委員会を設置することとする。
- 2 施行期日 公布の日（令和5年12月19日）

○上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を加える。
- 2 施行期日 令和6年4月1日

○火災予防条例の一部を改正する条例（条例第57号）

- 1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、変電設備、急速充電設備、蓄電池設備及び液体燃料を使用する器具の位置、構造及び管理に関する基準を改める。
- 2 施行期日 令和6年1月1日

○市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例（条例第58号）

- 1 高等学校の入学検定料の徴収に係る規定を改める。
- 2 施行期日 令和6年1月1日

条 例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第44号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例（平成24年横須賀市条例第48号）の一部を次のように改正する。

特定非営利活動法人横須賀国際交流協会の項及び特定非営利活動法人アクションおっぱまの項中「令和5年12月31日」を「令和10年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第45号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年横須賀市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (6) 地方税共同機構

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定による公益的法人等への職員の派遣に係る団体との取決めその他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第46号

議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和21年横須賀市条例

第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「100分の165」を「100分の170」に改める。

附則第3項を次のように改める。

- 3 令和5年12月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「100分の165」とあるのは「100分の175」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支払われた令和5年12月に支給する期末手当は、改正後の議会議員の議員報酬等に関する条例の規定による令和5年12月に支給する期末手当の内払とみなす。

常勤特別職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第47号

常勤特別職員給与条例の一部を改正する条例

常勤特別職員給与条例（昭和39年横須賀市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項各号列記以外の部分中「100分の165」を「100分の170」に改める。

附則第3項を次のように改める。

- 3 令和5年12月に支給する期末手当に関する第3条第3項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の175」とする。

附則中第4項から第7項までを削り、第8項を第4項とし、第9項を第5項とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の常勤特別職員給与条例の規定に基づいて支払われた令和5年12月に支給する期末手当は、改正後の常勤特別職員給与条例の規定による令和5年12月に支給する期末手当の内払とみなす。

職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第48号

職員給与条例等の一部を改正する条例

(職員給与条例の一部改正)

第1条 職員給与条例(昭和26年横須賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6月1日に在職する職員に支給する場合には」を、「100分の67.5」の次に「、12月1日に在職する職員に支給する場合には100分の125(定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の70)」を加え、「100分の100」を「、6月1日に在職する場合には100分の100、12月1日に在職する場合には100分の105」に改める。

第18条の6第2項後段中「加算した額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の47.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の105(定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の50)」を加え、「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改める。

附則第12項の表中「188,400」を「199,500」に、「190,000」を「201,100」に、「191,700」を「202,700」に、「193,300」を「204,300」に、「194,900」を「205,900」に、「196,500」を「207,300」に、「198,200」を「208,800」に、「199,900」を「210,300」に、「201,600」を「211,900」に、「203,400」

を「213,400」に、「205,100」を「214,800」に、「206,900」を「216,300」に、「208,400」を「217,500」に、「210,100」を「218,800」に、「211,800」を「220,100」に、「213,500」を「221,300」に、「215,000」を「222,600」に、「216,800」を「224,000」に、「218,500」を「225,400」に、「220,300」を「226,800」に、「221,700」を「228,000」に、「223,300」を「229,500」に、「224,800」を「230,900」に、「226,200」を「232,200」に、「227,600」を「233,500」に、「229,100」を「235,000」に、「230,500」を「236,300」に、「231,900」を「237,600」に、「233,100」を「238,800」に、「234,400」を「240,100」に、「235,600」を「241,300」に、「236,700」を「242,400」に、「238,100」を「243,700」に、「239,100」を「244,700」に、「240,000」を「245,500」に、「241,000」を「246,400」に、「242,000」を「247,200」に、「243,000」を「248,200」に、「243,900」を「249,000」に、「244,700」を「249,600」に、「245,500」を「250,200」に、「246,700」を「251,200」に、「247,900」を「252,400」に、「249,200」を「253,500」に、「250,600」を「254,800」に、「251,900」を「255,900」に、「253,200」を「257,100」に、「254,400」を「258,200」に、「255,400」を「259,200」に、「256,600」を「260,300」に、「257,900」を「261,400」に、「259,000」を「262,400」に、「260,000」を「263,300」に改める。

附則第37項の表を次のように改める。

令 和 2 年 度 前 労 務 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 159,100	円 188,400	円 246,900	円 272,900	円 296,400
	2	円 160,100	円 190,700	円 248,700	円 274,500	円 298,400
	3	円 161,100	円 192,900	円 250,300	円 275,900	円 300,500
	4	円 162,100	円 195,100	円 251,800	円 277,400	円 302,400
	5	円 163,100	円 197,400	円 252,900	円 278,800	円 304,200
	6	円 164,200	円 199,100	円 254,400	円 280,600	円 306,000
	7	円 165,400	円 200,500	円 256,100	円 282,500	円 307,600
	8	円 166,500	円 202,000	円 257,500	円 284,300	円 309,200
	9	円 167,600	円 203,500	円 258,800	円 286,000	円 310,800
	10	円 168,700	円 204,800	円 260,100	円 287,800	円 313,000
	11	円 169,800	円 206,200	円 261,300	円 289,800	円 315,200
	12	円 170,900	円 207,600	円 262,700	円 291,600	円 317,200
	13	円 172,000	円 209,000	円 264,200	円 293,400	円 319,200
	14	円 173,400	円 210,600	円 265,200	円 295,100	円 321,200
	15	円 174,700	円 212,300	円 266,500	円 296,500	円 323,100
	16	円 176,000	円 213,800	円 268,200	円 298,000	円 325,000
	17	円 177,300	円 215,400	円 269,500	円 299,500	円 326,900
	18	円 178,800	円 217,200	円 271,200	円 301,300	円 328,900
	19	円 180,300	円 218,800	円 272,700	円 303,200	円 330,800
	20	円 181,900	円 220,500	円 274,200	円 304,800	円 332,700
	21	円 183,000	円 222,100	円 276,000	円 306,500	円 334,400
	22	円 184,400	円 223,600	円 277,800	円 308,400	円 336,400
	23	円 185,800	円 225,100	円 279,700	円 310,300	円 338,400
	24	円 187,200	円 226,600	円 281,100	円 312,100	円 340,300
	25	円 188,500	円 227,800	円 282,900	円 313,800	円 341,700
	26	円 190,800	円 229,200	円 284,500	円 315,800	円 343,600
	27	円 193,200	円 230,600	円 286,400	円 317,800	円 345,500
	28	円 195,500	円 232,000	円 287,900	円 319,700	円 347,400
	29	円 197,700	円 233,400	円 289,300	円 321,400	円 349,000
	30	円 199,400	円 235,000	円 290,900	円 323,400	円 350,900
	31	円 201,000	円 236,500	円 292,600	円 325,400	円 352,700

	32	202,500	238,000	294,500	327,400	354,500
	33	203,900	239,800	296,100	328,600	356,300
	34	205,600	241,800	297,900	330,600	358,100
	35	207,300	243,700	299,600	332,500	359,800
	36	209,000	245,600	301,500	334,500	361,500
	37	210,500	247,400	303,200	336,400	362,900
	38	212,000	249,000	305,100	338,300	364,200
	39	213,600	250,500	306,700	340,200	365,500
	40	215,200	251,900	308,600	342,100	366,900
	41	216,700	253,000	310,500	343,900	368,000
	42	218,200	254,400	312,400	345,800	368,900
	43	219,600	255,900	314,100	347,600	369,900
	44	221,100	257,300	316,100	349,400	371,000
	45	222,500	258,500	317,400	350,900	371,800
	46	223,900	259,800	319,300	352,300	372,700
	47	225,300	260,900	321,200	353,700	373,600
	48	226,600	262,100	322,900	355,200	374,400
	49	227,700	263,300	324,700	356,700	375,200
	50	229,100	264,600	326,300	357,500	376,000
	51	230,500	265,900	327,900	358,500	376,800
	52	231,900	267,200	329,400	359,500	377,500
	53	233,300	268,600	330,900	360,400	378,200
	54	234,900	270,100	331,800	361,500	378,900
	55	236,400	271,800	332,900	362,400	379,600
	56	237,800	273,200	334,000	363,400	380,300
	57	239,000	274,700	335,100	364,300	380,800
	58	240,600	276,500	336,100	365,000	381,400
	59	242,000	278,000	337,000	365,700	382,000
	60	243,400	279,600	337,900	366,300	382,700
	61	244,500	281,200	338,700	366,700	383,100
	62	245,900	282,800	339,700	367,300	383,800
	63	247,200	284,300	340,600	368,000	384,400
	64	248,400	285,800	341,400	368,700	385,000
	65	249,600	286,900	342,100	369,000	385,400
	66	250,600	288,500	342,800	369,700	386,000
	67	251,400	290,000	343,300	370,400	386,600
	68	252,300	291,500	344,000	371,000	387,200
	69	253,200	292,900	344,800	371,300	387,600
	70	254,200	294,500	345,500	371,900	388,100
	71	255,000	296,100	346,100	372,600	388,600
	72	255,700	297,700	346,700	373,200	389,200
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	256,400	299,200	347,000	373,500	389,500
	74	257,500	300,800	347,700	374,100	389,900
	75	258,800	302,300	348,400	374,800	390,300
	76	260,000	303,800	349,100	375,400	390,700
	77	261,200	305,400	349,700	375,800	391,000
	78	262,300	307,000	350,300	376,300	391,300
	79	263,500	308,600	350,900	376,900	391,600
	80	264,600	310,100	351,400	377,400	391,800
	81	265,700	311,000	352,100	377,900	392,000
	82	266,800	312,500	352,700	378,500	392,300
	83	267,900	314,000	353,300	379,000	392,600
	84	268,900	315,600	353,900	379,300	392,800

	85	269,900	317,200	354,500	379,700	393,000
	86		318,800	355,000	380,200	393,300
	87		320,300	355,600	380,600	393,600
	88		321,800	356,100	381,000	393,800
	89		323,200	356,600	381,400	394,000
	90		324,400	357,200	381,900	394,300
	91		325,500	357,800	382,300	394,600
	92		326,600	358,400	382,700	394,800
	93		327,300	358,700	383,000	395,000
	94		328,200	359,300	383,200	395,200
	95		329,000	359,900	383,500	395,500
	96		329,800	360,400	383,800	395,700
	97		330,600	360,900	384,100	395,900
	98		331,000	361,400	384,400	396,200
	99		331,600	362,000	384,700	396,500
	100		332,300	362,600	385,000	396,700
	101		333,100	363,100	385,300	396,900
	102		333,800	363,600	385,600	
	103		334,500	364,100	385,900	
	104		335,100	364,600	386,200	
	105		335,600	365,200	386,500	
	106		336,200	365,600		
	107		336,700	366,100		
	108		337,300	366,600		
	109		337,600	367,100		
	110		338,000	367,600		
	111		338,400	368,000		
	112		338,900	368,500		
	113		339,300	369,100		
	114		339,800	369,600		
	115		340,300	370,100		
	116		340,800	370,400		
	117		341,100	370,800		
	118		341,500			
	119		342,000			
	120		342,400			
	121		342,700			
	122		343,000			
	123		343,500			
	124		343,900			
	125		344,100			
	126		344,500			
	127		345,000			
	128		345,400			
	129		345,500			
	130		346,000			
	131		346,400			
	132		346,700			
	133		347,000			
	134		347,300			
	135		347,700			
	136		348,100			

	137		348,600			
	138		349,000			
	139		349,400			
	140		349,800			
	141		350,300			
	142		350,700			
	143		351,000			
	144		351,300			
	145		351,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 188,700	基準給料月額 円 216,200	基準給料月額 円 256,200	基準給料月額 円 256,200	基準給料月額 円 275,600

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

一 般 職 給 料 表

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	159,100	188,400	272,900	319,200	324,100	337,400	349,400	460,900
	2	160,100	190,700	274,500	321,200	326,300	339,800	352,100	464,000
	3	161,100	192,900	275,900	323,100	328,500	342,300	354,800	467,000
	4	162,100	195,100	277,400	325,000	330,500	344,700	357,600	470,000
	5	163,100	197,400	278,800	326,900	332,500	347,100	360,200	473,000
	6	164,200	199,100	280,600	328,900	334,500	349,500	363,000	476,000
	7	165,400	200,500	282,500	330,800	336,400	352,000	365,700	479,000
	8	166,500	202,000	284,300	332,700	338,300	354,400	368,500	482,100
	9	167,600	203,500	286,000	334,400	340,200	356,800	371,100	484,800
	10	168,700	204,800	287,800	336,400	342,200	359,200	373,900	487,900
	11	169,800	206,200	289,800	338,400	344,200	361,700	376,500	490,900
	12	170,900	207,600	291,600	340,300	346,200	364,200	379,300	494,000
	13	172,000	209,000	293,400	341,700	348,000	366,400	381,800	496,700
	14	173,400	210,600	295,100	343,600	350,000	369,000	384,400	499,000
	15	174,700	212,300	296,500	345,500	351,900	371,500	386,900	501,300
	16	176,000	213,800	298,000	347,400	353,800	373,900	389,500	503,600
	17	177,300	215,400	299,500	349,000	355,500	375,700	391,800	505,600
	18	178,800	217,200	301,300	350,900	357,500	378,200	394,300	507,000
	19	180,300	218,800	303,200	352,700	359,300	380,500	396,700	508,500
	20	181,900	220,500	304,800	354,500	361,200	383,000	399,200	509,900
	21	183,000	222,100	306,500	356,300	363,100	385,500	401,600	511,100
	22	184,400	223,600	308,400	358,100	365,000	388,100	404,200	512,500
	23	185,800	225,100	310,300	359,800	366,900	390,700	406,600	514,000
	24	187,200	226,600	312,100	361,500	368,800	393,300	409,000	515,500
	25	188,500	227,800	313,800	362,900	370,700	395,600	411,300	516,600
	26	190,800	229,200	315,800	364,200	372,600	397,900	413,700	517,700
	27	193,200	230,600	317,800	365,500	374,500	400,100	416,200	518,900
	28	195,500	232,000	319,700	366,900	376,400	402,400	418,600	520,100
	29	197,700	233,400	321,400	368,000	377,900	404,200	420,500	521,100
	30	199,400	235,000	323,400	368,900	379,700	406,100	422,600	522,000
	31	201,000	236,500	325,400	369,900	381,500	408,000	424,700	522,900
	32	202,500	238,000	327,400	371,000	383,100	409,800	426,900	523,800
	33	203,900	239,800	328,600	371,800	384,800	411,600	428,800	524,600
	34	205,600	241,800	330,600	372,700	386,200	413,400	430,900	525,500
	35	207,300	243,700	332,500	373,600	387,600	415,200	433,000	526,200

	36	209,000	245,600	334,500	374,400	389,000	417,000	434,900	526,700
	37	210,500	247,400	336,400	375,200	390,400	418,600	436,600	527,400
	38	212,000	249,000	338,300	376,000	391,600	420,100	438,400	528,000
	39	213,600	250,500	340,200	376,800	392,800	421,600	440,300	528,800
	40	215,200	251,900	342,100	377,500	393,800	423,100	442,200	529,400
	41	216,700	253,000	343,900	378,200	394,900	424,600	444,000	529,900
	42	218,200	254,400	345,800	378,900	396,100	425,900	445,800	
	43	219,600	255,900	347,600	379,600	397,200	427,200	447,600	
	44	221,100	257,300	349,400	380,300	398,300	428,400	449,300	
	45	222,500	258,500	350,900	380,800	399,000	429,600	451,100	
	46	223,900	259,800	352,300	381,400	399,700	430,900	452,600	
	47	225,300	260,900	353,700	382,000	400,400	432,200	454,000	
	48	226,600	262,100	355,200	382,700	401,100	433,400	455,500	
	49	227,700	263,300	356,700	383,100	401,700	434,600	456,900	
	50	229,100	264,600	357,500	383,800	402,300	435,400	458,200	
	51	230,500	265,900	358,500	384,400	402,800	436,200	459,500	
	52	231,900	267,200	359,500	385,000	403,200	437,000	460,700	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	233,300	268,600	360,400	385,400	403,600	437,600	461,700	
	54	234,900	270,100	361,500	386,000	403,900	438,300	462,400	
	55	236,400	271,800	362,400	386,600	404,200	439,000	463,200	
	56	237,800	273,200	363,400	387,200	404,500	439,700	463,900	
	57	239,000	274,700	364,300	387,600	404,800	440,500	464,600	
	58	240,600	276,500	365,000	388,100	405,100	441,300	465,400	
	59	242,000	278,000	365,700	388,600	405,400	441,700	466,100	
	60	243,400	279,600	366,300	389,200	405,700	442,400	466,700	
	61	244,500	281,200	366,700	389,500	406,000	442,900	467,200	
	62	245,900	282,800	367,300	389,900	406,300	443,300	467,800	
	63	247,200	284,300	368,000	390,300	406,600	443,700	468,400	
	64	248,400	285,800	368,700	390,700	406,900	444,100	469,000	
	65	249,600	286,900	369,000	391,000	407,200	444,500	469,500	
	66	250,600	288,500	369,700	391,300	407,500	444,900	470,000	
	67	251,400	290,000	370,400	391,600	407,800	445,300	470,400	
	68	252,300	291,500	371,000	391,800	408,100	445,600	470,700	
69	253,200	292,900	371,300	392,000	408,300	445,900	471,000		
70	254,200	294,500	371,900	392,300	408,600	446,300	471,200		
71	255,000	296,100	372,600	392,600	408,900	446,600	471,500		
72	255,700	297,700	373,200	392,800	409,100	446,900	471,800		
73	256,400	299,200	373,500	393,000	409,300	447,200	472,100		
74	257,500	300,800	374,100	393,300	409,600	447,400	472,400		
75	258,800	302,300	374,800	393,600	409,900	447,700	472,700		
76	260,000	303,800	375,400	393,800	410,100	448,000	473,000		
77	261,200	305,400	375,800	394,000	410,300	448,300	473,300		
78	262,300	307,000	376,300	394,300	410,600	448,600	473,600		
79	263,500	308,600	376,900	394,600	410,900	448,900	473,900		
80	264,600	310,100	377,400	394,800	411,100	449,200	474,200		
81	265,700	311,000	377,900	395,000	411,300	449,500	474,500		
82	266,800	312,500	378,500	395,200	411,600	449,800	474,800		
83	267,900	314,000	379,000	395,500	411,900	450,100	475,100		
84	268,900	315,600	379,300	395,700	412,100	450,400	475,400		
85	269,900	317,200	379,700	395,900	412,300	450,700	475,700		
86		318,800	380,200	396,200	412,500	451,000			
87		320,300	380,600	396,500	412,800	451,300			
88		321,800	381,000	396,700	413,000	451,600			

	89		323,200	381,400	396,900	413,200	451,900		
	90		324,400	381,900		413,500			
	91		325,500	382,300		413,800			
	92		326,600	382,700		414,000			
	93		327,300	383,000		414,200			
	94		328,200	383,200		414,500			
	95		329,000	383,500		414,800			
	96		329,800	383,800		415,000			
	97		330,600	384,100		415,200			
	98		331,000	384,400					
	99		331,600	384,700					
	100		332,300	385,000					
	101		333,100	385,300					
	102		333,800	385,600					
	103		334,500	385,900					
	104		335,100	386,200					
	105		335,600	386,500					
	106		336,200						
	107		336,700						
	108		337,300						
	109		337,600						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月 額 円	基準給料月 額 円	基準給料月 額 円	基準給料月 額 円	基準給料月 額 円	基準給料月 額 円	基準給料月 額 円	基準給料月 額 円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

労 務 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 147,100	円 200,200	円 219,900	円 260,200	円 285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900

	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
	41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
	49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
	50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
	51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
	52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
	53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
	54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
	55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
	56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
	57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
	58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
	59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
	60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
	61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
	62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
	63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
	64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
	65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
	66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
	67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
	68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
	69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
	70	221,100	255,100	284,300	312,300	
	71	221,400	255,500	285,100	312,800	
	72	221,700	255,800	285,800	313,300	
	73	221,900	256,000	286,500	313,600	
	74	222,300	256,300	287,200	314,100	
	75	222,600	256,700	287,900	314,600	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

76	223,000	257,100	288,700	315,000
77	223,200	257,400	289,200	315,200
78	223,700	257,800	289,700	315,500
79	224,000	258,200	290,100	315,800
80	224,300	258,600	290,500	316,100
81	224,600	258,900	290,900	316,400
82	224,900	259,200	291,300	316,700
83	225,200	259,500	291,800	317,000
84	225,500	259,700	292,300	317,300
85	225,800	259,900	292,600	317,500
86	226,100	260,100	293,100	317,900
87	226,400	260,400	293,700	318,200
88	226,700	260,700	294,200	318,400
89	227,000	260,900	294,500	318,600
90	227,400	261,100	295,000	318,900
91	227,700	261,400	295,500	319,200
92	228,000	261,600	295,800	319,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700
94	228,500	262,200	296,700	320,000
95	228,800	262,500	297,200	320,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500
97	229,300	262,900	298,000	320,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000
99	229,800	263,400	298,900	321,300
100	230,100	263,700	299,400	321,500
101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	
103	230,900	264,500	300,500	
104	231,200	264,800	300,800	
105	231,500	265,000	301,100	
106	232,000	265,200	301,500	
107	232,300	265,500	301,900	
108	232,600	265,700	302,300	
109	232,800	266,000	302,600	
110	233,200	266,300	303,000	
111	233,600	266,600	303,400	
112	233,900	266,800	303,700	
113	234,100	267,000	303,900	
114	234,600	267,300	304,200	
115	235,100	267,500	304,500	
116	235,600	267,700	304,700	
117	235,900	268,000	304,900	
118	236,300	268,300	305,200	
119	236,700	268,600	305,500	
120	237,000	268,900	305,700	
121	237,400	269,100	305,900	
122		269,300	306,200	
123		269,600	306,500	
124		269,900	306,700	
125		270,100	306,900	
126		270,300	307,200	
127		270,600	307,500	
128		270,900	307,700	

	129		271,100	307,900		
	130		271,300	308,200		
	131		271,600	308,500		
	132		271,900	308,700		
	133		272,100	308,900		
	134		272,300			
	135		272,600			
	136		272,900			
	137		273,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 194,600	基準給料月額 円 205,700	基準給料月額 円 224,200	基準給料月額 円 245,000	基準給料月額 円 275,700

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

職務の級 号給	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円
1	282,200	339,000	412,400	450,400
2	284,700	341,900	415,000	453,100
3	287,600	344,800	417,500	455,800
4	290,000	347,600	419,700	458,400
5	292,900	350,300	421,300	460,900
6	295,400	353,000	423,200	463,600
7	297,800	355,900	425,500	466,300
8	300,400	358,200	428,300	469,000
9	303,100	360,700	430,900	471,700
10	305,900	363,300	433,400	474,400
11	308,700	365,700	436,100	477,100
12	311,500	367,800	438,400	479,900
13	314,100	370,000	440,700	482,400
14	316,900	372,300	443,100	485,300
15	319,800	374,700	445,600	488,300
16	322,700	376,800	448,300	490,800
17	325,500	379,200	449,800	493,500
18	328,200	381,800	452,200	496,800
19	331,100	384,000	454,800	500,100
20	333,900	386,500	457,200	503,200
21	336,400	388,800	459,300	506,300
22	339,000	391,000	461,800	509,400
23	341,700	393,500	464,200	512,700
24	344,300	396,200	466,700	515,700
25	346,500	398,500	469,100	518,600
26	349,100	400,900	471,500	521,400
27	351,500	403,400	473,900	524,200
28	353,500	404,900	476,200	527,100
29	355,700	406,700	478,400	529,700
30	357,700	408,800	480,900	532,600
31	359,900	411,400	483,300	535,300
32	362,300	414,100	485,800	538,000
33	364,500	416,300	488,200	540,700
34	366,800	418,800	490,700	543,100
35	369,100	420,700	493,100	545,600

36	371,500	422,700	495,600	548,000
37	373,900	424,800	497,700	550,600
38	376,200	426,700	499,800	552,900
39	378,200	429,000	502,300	555,200
40	379,800	431,300	504,700	557,500
41	381,200	433,700	506,900	559,800
42	383,100	436,100	509,000	562,100
43	385,100	438,100	511,400	564,400
44	387,100	440,500	513,800	566,600
45	388,900	442,900	515,600	568,900
46	390,700	445,300	517,500	571,000
47	392,600	447,800	519,500	573,100
48	394,500	450,100	521,700	575,200
49	396,400	452,000	523,600	577,100
50	398,500	454,300	525,700	579,200
51	400,700	456,700	527,800	581,300
52	402,900	459,100	529,800	583,400
53	404,900	461,400	531,600	585,300
54	406,900	463,800	533,700	587,300
55	408,900	465,900	535,800	589,300
56	410,900	467,900	537,900	591,300
57	412,900	470,200	540,000	593,100
58	414,900	472,200	541,800	594,900
59	416,900	474,400	543,600	596,700
60	419,000	476,500	545,400	598,500
61	421,100	478,600	547,100	600,100
62	423,200	480,400	548,700	601,900
63	425,200	482,000	550,300	603,700
64	427,300	483,900	551,900	605,500
65	429,500	486,200	553,400	607,100
66	431,300	488,400	554,900	608,700
67	433,100	490,600	556,400	610,300
68	434,900	492,800	557,900	611,900
69	436,500	495,000	559,400	613,500
70	438,000	497,200	560,900	615,100
71	439,500	499,400	562,400	616,700
72	440,900	501,600	563,900	618,300
73	442,300	503,800	565,400	619,900

74	505,500	566,900	621,500
75	507,200	568,400	623,100
76	508,900	569,900	624,700
77	510,400	571,400	626,300
78	512,000	572,900	
79	513,600	574,400	
80	515,200	575,900	
81	516,600	577,400	
82	518,200	578,900	
83	519,800	580,400	
84	521,400	581,900	
85	522,800	583,400	
86	524,400	584,800	
87	526,000	586,200	
88	527,600	587,600	
89	529,000	589,000	
90	530,500	590,400	
91	532,000	591,800	
92	533,500	593,200	
93	534,800	594,600	
94	536,300	595,900	
95	537,800	597,200	
96	539,300	598,500	
97	540,600	599,600	
98	541,900	600,900	
99	543,200	602,200	
100	544,500	603,500	
101	545,800	604,600	
102	547,100		
103	548,400		
104	549,700		
105	551,000		
106	552,200		
107	553,400		
108	554,600		
109	555,600		
110	556,800		
111	558,000		
112	559,200		
113	560,200		
114	561,200		
115	562,200		
116	563,200		
117	564,200		
118	565,200		
119	566,200		
120	567,200		
121	568,200		

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

第2条 職員給与条例の一部を次のように改正する。
第18条の3第2項各号列記以外の部分中「、6月1日に在職する職員に支給する場合には100分の120」を

「100分の122.5」に、「100分の67.5）、12月1日に在職する職員に支給する場合には100分の125（定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の70）」を「100分の68.75」に、「、6月1日に在職する場合には100分の100、12月1日に在職する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改める。

第18条の6第2項後段中「6月に支給する場合には100分の100（定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の47.5）、12月に支給する場合には100分の105（定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の50）」を「100分の102.5（定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の48.75）」に、「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年横須賀市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に、「830,000」を「839,000」に改める。

附則第3項中「とする」を「と、「100分の125」とあるのは「100分の175」とする」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員給与条例（次項において「改正後の職員給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 改正後の職員給与条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員給与条例の規定又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第49号

横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年横須賀市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」を「、期末手当、勤勉手当」に、「並びに期末手当」を「、期末手当並びに勤勉手当」に改める。

第10条第2項各号列記以外の部分中「100分の120」を「100分の122.5」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第10条の2 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員であって、在職日に、それぞれ在職するものに対し、在職日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、勤勉手当を支給する。これらの在職日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの在職日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額とする。

4 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。
第21条第1項中「限る。」の次に「以下この条及び次条において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。
(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)
第21条の2 第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤勉手当基礎額は、任命権者が別に定める。
第25条の次に次の1条を加える。
(会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給日)
第25条の2 期末手当及び勤勉手当の支給日は、市長がその都度定める。
附則に次の1項を加える。
(期末手当の支給割合の特例)

4 令和5年12月に支給する期末手当に関する第10条第2項の規定（第21条第1項の規定により準用する場合を除く。）の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」とする。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給 料 表

職 種 職務の級	行政職及び労務職		医療職	教育職
	1 級	2 級		
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	159,100	188,400	282,200	193,400
2	160,100	190,700	284,700	195,500
3	161,100	192,900	287,600	197,600
4	162,100	195,100	290,000	199,800
5	163,100	197,400	292,900	201,900
6	164,200	199,100	295,400	204,000
7	165,400	200,500	297,800	206,100
8	166,500	202,000	300,400	208,200
9	167,600	203,500	303,100	210,400
10	168,700	204,800	305,900	212,800
11	169,800	206,200	308,700	215,100
12	170,900	207,600	311,500	217,300
13	172,000	209,000	314,100	219,700
14	173,400	210,600	316,900	221,400
15	174,700	212,300	319,800	222,900
16	176,000	213,800	322,700	224,400
17	177,300	215,400	325,500	226,100
18	178,800	217,200	328,200	227,400
19	180,300	218,800	331,100	228,600
20	181,900	220,500	333,900	229,900
21	183,000	222,100	336,400	231,600
22	184,400	223,600	339,000	233,300
23	185,800	225,100	341,700	235,000
24	187,200	226,600	344,300	236,600
25	188,500	227,800	346,500	238,100
26	190,800	229,200	349,100	240,100
27	193,200	230,600	351,500	242,000

28	195,500	232,000	353,500	243,900
29	197,700	233,400	355,700	245,600
30	199,400	235,000	357,700	248,000
31	201,000	236,500	359,900	250,400
32	202,500	238,000	362,300	252,800
33	203,900	239,800	364,500	255,200
34	205,600	241,800	366,800	257,600
35	207,300	243,700	369,100	259,900
36	209,000	245,600	371,500	262,100
37	210,500	247,400	373,900	264,300
38	212,000	249,000	376,200	266,500
39	213,600	250,500	378,200	268,900
40	215,200	251,900	379,800	271,000
41	216,700	253,000	381,200	273,300
42	218,200	254,400	383,100	275,600
43	219,600	255,900	385,100	277,800
44	221,100	257,300	387,100	279,900
45	222,500	258,500	388,900	282,000
46	223,900	259,800	390,700	284,200
47	225,300	260,900	392,600	286,300
48	226,600	262,100	394,500	288,200
49	227,700	263,300	396,400	290,300
50	229,100	264,600	398,500	292,000
51	230,500	265,900	400,700	293,800
52	231,900	267,200	402,900	295,500
53	233,300	268,600	404,900	296,800
54	234,900	270,100	406,900	298,800
55	236,400	271,800	408,900	300,700
56	237,800	273,200	410,900	302,700
57	239,000	274,700	412,900	304,700
58	240,600	276,500	414,900	306,800
59	242,000	278,000	416,900	309,000
60	243,400	279,600	419,000	311,200
61	244,500	281,200	421,100	313,300
62	245,900	282,800	423,200	315,600
63	247,200	284,300	425,200	317,800
64	248,400	285,800	427,300	319,900
65	249,600	286,900	429,500	322,000
66	250,600	288,500	431,300	323,500
67	251,400	290,000	433,100	325,000
68	252,300	291,500	434,900	326,500
69	253,200	292,900	436,500	328,200
70	254,200	294,500	438,000	330,200
71	255,000	296,100	439,500	332,200
72	255,700	297,700	440,900	334,100
73	256,400	299,200	442,300	335,900
74	257,500	300,800		337,900
75	258,800	302,300		339,800
76	260,000	303,800		341,700
77	261,200	305,400		343,400
78	262,300	307,000		345,200
79	263,500	308,600		346,900
80	264,600	310,100		348,600

81	265,700	311,000	350,400
82	266,800	312,500	352,100
83	267,900	314,000	353,500
84	268,900	315,600	355,100
85	269,900	317,200	356,300

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 前項の規定にかかわらず、第15条第4項の規定によりパートタイム会計年度任用職員の基準月額を算定する場合における第3条の給料表については、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例別表第1の規定は適用せず、改正前の横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「旧条例」という。）別表第1の規定を適用

するものとする。

4 令和5年12月にパートタイム会計年度任用職員に支給する期末手当に関する第21条第1項において準用する第10条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の120」とする。

5 旧条例の規定に基づいて令和5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第50号

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例（昭和30年横須賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条第1項関係）

職員の区分	職務の級 号給	教 育 職 給 料 表				
		1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	264,300	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	266,500	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	268,900	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	271,000	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	273,300	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	275,600	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	277,800	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	279,900	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	282,000	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	284,200	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	286,300	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	288,200	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	290,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	292,000	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	293,800	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	295,500	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	296,800	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	298,800	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	300,700	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	302,700	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	304,700	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	306,800	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	309,000	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	311,200	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	313,300	351,800	440,600
	26	223,000	240,100	315,600	353,600	441,800
	27	224,200	242,000	317,800	355,300	442,800
	28	225,500	243,900	319,900	357,000	443,900
	29	226,800	245,600	322,000	358,600	445,100
	30	228,300	248,000	323,500	360,200	445,900
	31	229,900	250,400	325,000	361,800	446,700

32	231,300	252,800	326,500	363,300	447,600
33	232,700	255,200	328,200	364,600	448,500
34	234,400	257,600	330,200	366,100	449,000
35	236,200	259,900	332,200	367,600	449,500
36	237,700	262,100	334,100	369,300	450,000
37	239,100	264,300	335,900	371,000	450,500
38	240,600	266,500	337,900	372,500	451,000
39	242,100	268,900	339,900	373,800	451,500
40	243,600	271,000	341,800	375,200	452,000
41	245,000	273,300	343,500	376,300	452,500
42	246,300	275,600	345,500	377,700	453,000
43	247,500	277,800	347,500	379,100	453,500
44	248,600	279,900	349,500	380,600	454,000
45	249,700	282,000	351,300	382,000	454,500
46	250,900	284,200	353,200	383,600	455,000
47	252,100	286,300	355,100	385,100	455,500
48	253,100	288,200	357,000	386,600	456,000
49	254,200	290,300	358,600	387,900	456,500
50	255,500	292,000	360,500	389,400	457,000
51	256,700	293,800	362,300	390,800	457,500
52	258,000	295,500	364,200	392,100	458,000
53	259,100	296,800	366,000	393,300	458,500
54	260,300	298,800	367,700	394,600	459,000
55	261,600	300,700	369,300	395,700	459,500
56	262,600	302,700	370,900	396,800	460,000
57	263,700	304,700	372,300	398,000	460,500
58	264,400	306,800	373,800	399,200	
59	265,400	309,000	375,200	400,400	
60	266,400	311,200	376,500	401,600	
61	267,300	313,300	377,600	402,700	
62	268,100	315,600	379,000	403,700	
63	268,900	317,800	380,400	405,000	
64	269,700	319,900	381,700	406,200	
65	270,800	322,000	382,900	407,400	
66	272,100	323,500	384,200	408,500	
67	273,400	325,000	385,300	409,600	
68	274,700	326,500	386,500	410,700	
69	275,900	328,200	387,700	411,700	
70	277,100	330,200	388,800	412,900	
71	278,300	332,200	390,000	414,100	
72	279,500	334,100	391,200	415,300	
73	280,500	335,900	392,600	415,900	
74	281,500	337,900	393,600	416,700	
75	282,500	339,800	394,600	417,400	
76	283,400	341,700	395,600	417,900	
77	284,300	343,400	396,500	418,200	
78	285,200	345,200	397,500	418,600	
79	286,100	346,900	398,600	419,000	
80	287,000	348,600	399,700	419,400	
81	287,800	350,400	400,400	419,700	
82	288,900	352,100	401,300	420,100	
83	289,900	353,500	402,200	420,500	
84	290,900	355,100	403,100	420,800	

定年前再任用短
時間勤務教育職
員以外の教育職
員

85	291,900	356,300	403,900	421,100
86	292,900	357,900	404,800	421,500
87	293,900	359,400	405,600	421,900
88	294,900	360,900	406,400	422,200
89	296,000	362,200	407,000	422,500
90	297,100	363,500	407,700	422,800
91	298,200	364,800	408,400	423,100
92	299,200	366,200	409,100	423,300
93	299,700	367,600	409,700	423,500
94	300,700	368,900	410,200	423,800
95	301,800	370,100	410,600	424,100
96	303,000	371,200	411,000	424,300
97	304,000	372,200	411,300	424,500
98	305,100	373,200	411,600	424,800
99	306,100	374,200	411,900	425,100
100	307,100	375,100	412,100	425,300
101	307,900	375,900	412,300	425,500
102	309,000	376,900	412,600	425,800
103	310,000	377,800	412,900	426,100
104	311,000	378,700	413,100	426,300
105	311,600	379,500	413,300	426,500
106	312,500	380,400	413,600	426,800
107	313,300	381,300	413,900	427,100
108	314,100	382,200	414,100	427,300
109	314,800	383,000	414,300	427,500
110	315,200	384,000	414,600	427,800
111	315,600	384,900	414,900	428,100
112	316,100	385,800	415,100	428,300
113	316,600	386,400	415,300	428,500
114	317,000	387,300	415,600	428,800
115	317,500	388,200	415,900	429,100
116	317,900	389,100	416,100	429,300
117	318,400	389,900	416,300	429,500
118	318,900	390,600	416,600	429,800
119	319,300	391,400	416,900	430,100
120	319,800	392,200	417,100	430,300
121	320,300	392,800	417,300	430,500
122	320,700	393,600	417,600	
123	321,200	394,300	417,900	
124	321,700	395,000	418,100	
125	322,300	395,600	418,300	
126	322,600	396,300	418,600	
127	322,900	396,800	418,900	
128	323,200	397,400	419,100	
129	323,400	398,100	419,300	
130	323,700	398,700	419,600	
131	324,000	399,200	419,900	
132	324,300	399,700	420,100	
133	324,500	400,000	420,300	
134	324,700	400,300	420,600	
135	324,900	400,600	420,900	
136	325,200	400,900	421,100	

	137	325,500	401,200	421,300		
	138	325,700	401,500			
	139	326,000	401,800			
	140	326,300	402,100			
	141	326,500	402,400			
	142	326,700	402,700			
	143	327,000	403,000			
	144	327,200	403,300			
	145	327,500	403,500			
	146	327,700	403,800			
	147	328,000	404,100			
	148	328,300	404,300			
	149	328,500	404,500			
	150	328,700	404,800			
	151	329,000	405,100			
	152	329,300	405,300			
	153	329,500	405,500			
	154	329,700	405,800			
	155	330,000	406,100			
	156	330,300	406,300			
	157	330,500	406,500			
	158	330,700	406,800			
	159	331,000	407,100			
	160	331,300	407,300			
	161	331,500	407,500			
	162	331,700	407,800			
	163	332,000	408,100			
	164	332,300	408,300			
	165	332,500	408,500			
	166		408,800			
	167		409,100			
	168		409,300			
	169		409,500			
	170		409,800			
	171		410,100			
	172		410,300			
	173		410,500			
	174		410,800			
	175		411,100			
	176		411,300			
	177		411,500			
	178		411,800			
	179		412,100			
	180		412,300			
	181		412,500			
	182		412,800			
	183		413,100			
	184		413,300			
	185		413,500			
定年前再任用短 時間勤務教育職 員		基準給料月額 円 235,000	基準給料月額 円 275,300	基準給料月額 円 297,600	基準給料月額 円 325,500	基準給料月額 円 406,600

別表第2 (第3条第1項関係)
中学校任期付教育職給料表

号 給	給 料 月 額		
		51	293,800
		52	295,500
		53	296,800
		54	298,800
		55	300,700
		56	302,700
		57	304,700
		58	306,800
		59	309,000
		60	311,200
		61	313,300
		62	315,600
		63	317,800
		64	319,900
		65	322,000
		66	323,500
		67	325,000
		68	326,500
		69	328,200
		70	330,200
		71	332,200
		72	334,100
		73	335,900
		74	337,900
		75	339,800
		76	341,700
		77	343,400
		78	345,200
		79	346,900
		80	348,600
		81	350,400
		82	352,100
		83	353,500
		84	355,100
		85	356,300
		86	357,900
		87	359,400
		88	360,900
		89	362,200
		90	363,500
		91	364,800
		92	366,200
		93	367,600
		94	368,900
		95	370,100
		96	371,200
		97	372,200
		98	373,200
		99	374,200
		100	375,100
		101	375,900
		102	376,900
		103	377,800

104	378,700	157	406,500
105	379,500	158	406,800
106	380,400	159	407,100
107	381,300	160	407,300
108	382,200		
		161	407,500
109	383,000	162	407,800
110	384,000	163	408,100
111	384,900	164	408,300
112	385,800		
		165	408,500
113	386,400	166	408,800
114	387,300	167	409,100
115	388,200	168	409,300
116	389,100		
		169	409,500
117	389,900	170	409,800
118	390,600	171	410,100
119	391,400	172	410,300
120	392,200		
		173	410,500
121	392,800	174	410,800
122	393,600	175	411,100
123	394,300	176	411,300
124	395,000		
		177	411,500
125	395,600	178	411,800
126	396,300	179	412,100
127	396,800	180	412,300
128	397,400		
		181	412,500
129	398,100	182	412,800
130	398,700	183	413,100
131	399,200	184	413,300
132	399,700		
		185	413,500
133	400,000		
134	400,300		
135	400,600		
136	400,900		
137	401,200		
138	401,500		
139	401,800		
140	402,100		
141	402,400		
142	402,700		
143	403,000		
144	403,300		
145	403,500		
146	403,800		
147	404,100		
148	404,300		
149	404,500		
150	404,800		
151	405,100		
152	405,300		
153	405,500		
154	405,800		
155	406,100		
156	406,300		

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 改正前の市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の規定に基づいて令和5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給された給与は、改正後の市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

~~~~~  
 コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第51号

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例  
 コミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1衣笠コミュニティセンターの項及び浦賀コミュニティセンターの項中「図書室」を「図書室 プレイルーム」に改める。

別表第2第1項の表三春コミュニティセンターの項中  

|     |       |   |     |       |
|-----|-------|---|-----|-------|
| 600 | 1,200 | を | 900 | 1,800 |
|-----|-------|---|-----|-------|

 に改め、

同表衣笠コミュニティセンターの項中

|      |     |   |       |
|------|-----|---|-------|
| 多目的室 | 500 | を | 1,000 |
|------|-----|---|-------|

|      |     |       |
|------|-----|-------|
| 多目的室 | 500 | 1,000 |
| 軽運動室 | 300 | 600   |

に改め、同表浦

賀コミュニティセンターの項中

|     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 集会室 | 600 | 1,200 |
|-----|-----|-------|

を

|      |     |       |
|------|-----|-------|
| 集会室  | 600 | 1,200 |
| 軽運動室 | 200 | 400   |

に改める。

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2第1項の表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

~~~~~  
 横須賀市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第52号

横須賀市市税条例の一部を改正する条例

横須賀市市税条例（昭和46年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下同じ。）」を加え、「当該乗じて得た金額」を「当該金額」に改める。

第23条第1号エ中「第15条の8」を「第15条の15」に改める。附則第8項を削る。

附則第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第16項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第17項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第18項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第19項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第28項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第21項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第33項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第22項を附則第21項とする。

附則第23項を削り、附則第24項を附則第22項とする。

附則第25項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を附則第23項とする。

附則第26項を附則第24項とし、附則第27項から附則第34項までを2項ずつ繰り上げる。

附則第35項中「令和2年4月1日」を「令和4年4月1日」に、「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項を附則第33項とし、同項の次に次

の2項を加える。

34 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において単に「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第23条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

35 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第23条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

附則第36項から附則第41項までを削り、附則第42項を附則第36項とし、附則第43項から附則第49項までを6項ずつ繰り上げる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定（「当該乗じて得た金額」を「当該金額」に改める部分を除く。）は、令和6年1月1日から施行する。

2 改正後の横須賀市市税条例（以下「新条例」という。）第8条の規定（同条の改正規定（「当該乗じて得た金額」を「当該金額」に改める部分に限る。）を除く。）は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

~~~~~  
 体育会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第53号

体育会館条例の一部を改正する条例

体育会館条例（昭和29年横須賀市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書中「第2トレーニング室」の次に「、第3トレーニング室」を加える。

別表第3項第2号アの表に次のように加える。

|           |                  |       |       |
|-----------|------------------|-------|-------|
| 第3トレーニング室 | 午前9時から<br>午後1時まで | 2,180 | 4,360 |
|           | 午後1時から<br>午後5時まで | 2,180 | 4,360 |
|           | 午後5時から<br>午後9時まで | 2,180 | 4,360 |

別表第3項第2号イの表中

|             |   |                          |     |
|-------------|---|--------------------------|-----|
| 「第2トレーニング室」 | を | 「第2トレーニング室<br>第3トレーニング室」 | に改め |
|-------------|---|--------------------------|-----|

る。

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の体育会館条例の規定による横須賀市南体育会館第3トレーニング室の使用の許可手続については、この条例施行の日においても行うことができる。

市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第54号

市営住宅条例の一部を改正する条例

市営住宅条例（平成9年横須賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「前条第5項」を「前条第4項」に改める。

第14条第4項中「第12条第4項」を「第12条第3項」に改める。

第15条第2項を削る。

第18条第1項中「第12条第4項」を「第12条第3項」に改める。

別表第3天神アパートの項中「13,600」を「14,600」に、「1,088円」を「1,168円」に改め、同表日向アパートの項中「12,200」を「13,200」に、「976円」を「1,056円」に改め、同表追浜東町アパートの項中「14,300」を「15,300」に、「1,144円」を「1,224円」に改め、同表金堀アパートの項中「11,900」を「12,900」に、「952円」を「1,032円」に改め、同表本公郷改良アパートの項を削り、同表本公郷ハイムの項中「10,200」を「11,200」に、「816円」を「896円」に改め、同表衣笠アパートの項中「10,200」を「10,700」に、「816円」を「856円」に改め、同表池上ハイムの項中「9,100」を「10,100」に、「728円」を「808円」に改め、同表阿部倉アパートの項中「7,500」を「8,500」に、「600円」を「680円」に改め、同表平作ハイムの項中「9,700」を「10,700」に、「776円」を「856円」に改め、同表森崎アパートの項中「10,200」を「11,200」に、「816円」を「896円」に改め、同表岩瀬アパートの項中「11,900」を「12,900」に、「952円」を「1,032円」に改め、同表立野アパートの項中「9,200」を「10,200」に、「736円」を「816円」に改め、同表早稲田ハイムの項中「9,000」を「10,000」に、「720円」を「800円」に改め、同表鴨居ハイムの項中「8,900」を「9,900」に、「712円」を「792円」に改め、同表八幡ハイムの項中「11,800」を「12,800」に、「944円」を「1,024円」に改め、同表明浜改良アパートの項、久里浜改良アパートの項及び久里浜ハイムの項中「12,200」を「13,200」に、「976円」を「1,056円」に改め、同表林ハイムの項中「7,200」を「8,100」に、「576円」を「648円」に改め、同表武ハイムの項中「6,900」を「7,400」に、「552円」を「592円」に改め、同表竹川ハイムの項中「6,300」を「7,000」に、「504円」を「560円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第13条第2号、第14条第4項及び第18条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第55号

水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例の一部を改正する条例

水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例（平成25年横須賀市条例第20号）の一部を次のように改正する。別表に次のように加える。

|                        |                                 |
|------------------------|---------------------------------|
| 横須賀市管路維持管理業務委託事業者選定委員会 | 管路の維持管理業務を委託する事業者の選定に関して審議すること。 |
|------------------------|---------------------------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第56号

上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年横須賀市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第57号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（平成28年横須賀市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第4号中「キュービクル式のものにあっては、建築物等」を「建築物等」に改める。

第20条第1項第2号本文中「不燃性」を「、不燃性」に改め、同項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改める。

第22条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものとして蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床土又は台上に設けなければならない。

第22条第2項中「第9号」を「第8号」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式ものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第22条第4項中「前項」を「第1項及び前項」に、「並びに第19条第1項第4号」を「、第19条第1項第4号」に、「第2項並びに第1項」を「第20条第1項第4号」に改める。

第81条第16号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表厨房設備の項を次のように改める。

|     |      |     |                                             |           |     |          |          |          |
|-----|------|-----|---------------------------------------------|-----------|-----|----------|----------|----------|
| 燃 料 | 不燃以外 | 開放式 | 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ | 14キロワット以下 | 100 | 15<br>注4 | 15<br>注4 | 15<br>注4 |
|     |      |     | 据置型レンジ                                      | 21キロワット以下 | 100 | 15<br>注4 | 15<br>注4 |          |
| 燃 料 | 不燃   | 開放式 | 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ | 14キロワット以下 | 80  | 0        | -        | 0        |
|     |      |     |                                             |           |     |          |          |          |

|             |      |      |                      |           |     |     |     |     |
|-------------|------|------|----------------------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 設備          |      |      | 据置型レンジ               | 21キロワット以下 | 80  | 0   | -   | 0   |
|             | 固体燃料 | 不燃以外 | 木炭を燃料とするもの           | 炭火焼き器     | -   | 100 | 50  | 50  |
|             |      | 不燃   | 木炭を燃料とするもの           | 炭火焼き器     | -   | 80  | 30  | -   |
| 上記に分類されないもの |      |      | 使用温度が800度以上のもの       | -         | 250 | 200 | 300 | 200 |
|             |      |      | 使用温度が300度以上800度未満のもの | -         | 150 | 100 | 200 | 100 |
|             |      |      | 使用温度が300度未満のもの       | -         | 100 | 50  | 100 | 50  |

附 則

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の第22条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。）のうち、改正後の第19条第1項第4号（改正後の第13条第1項及び第3項、第19条第3項、第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第22条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、同項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正後の第22条第1項に規定する蓄電池設備（改正前の火災予防条例第22条第1項に規定する蓄電池設備に該当するものを除く。）のうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第58号

市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

令和5年度横須賀市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度横須賀市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,326,689千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,587,592千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

市立学校の授業料等に関する条例（昭和32年横須賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「入学願書提出のとき」を「入学願書の提出を受ける時まで」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

規 則

横須賀市規則第65号

職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準

に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則（昭和31年横須賀市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「100分の200」を「6月1日に在職する場合においては100分の200」に、「にあっては100分の240」を「（以下この号において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の240）、12月1日に在職する場合においては100分の210（特定幹部職員にあっては100分の250）」に改め、同条第2号中「100分の95」を「6月1日に在職する場合においては100分の95、12月1日に在職する場合においては100分の100」に改める。

第2条 職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条各号を次のように改める。

- 職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第4号）第11条の規定により採用された職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 100分の205（職員給与条例施行規則（昭和26年横須賀市規則第23号）第10条第3項に規定する職員にあっては100分の245）
- 定年前再任用短時間勤務職員 100分の97.5

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

告 示

横須賀市告示第250号

令和5年度横須賀市一般会計補正予算（第6号）、同一般会計補正予算（第7号）、同特別会計介護保険費補正予算（第1号）、同水道事業会計補正予算（第1号）及び同下水道事業会計補正予算（第2号）は、12月14日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。  
(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款        | 項       | 補正前の額       | 補正額       | 計           |
|----------|---------|-------------|-----------|-------------|
|          |         | 千円          | 千円        | 千円          |
| 16 国庫支出金 |         | 28,556,132  | 641,876   | 29,198,008  |
|          | 1 国庫負担金 | 20,058,337  | 621,346   | 20,679,683  |
|          | 2 国庫補助金 | 8,376,581   | 20,530    | 8,397,111   |
| 17 県支出金  |         | 11,081,262  | 81,801    | 11,163,063  |
|          | 2 県補助金  | 3,651,928   | 81,801    | 3,733,729   |
| 19 寄附金   |         | 464,150     | 155,000   | 619,150     |
|          | 1 寄附金   | 464,150     | 155,000   | 619,150     |
| 21 繰越金   |         | 436,194     | 448,612   | 884,806     |
|          | 1 繰越金   | 436,194     | 448,612   | 884,806     |
| 23 市債    |         | 11,771,400  | △600      | 11,770,800  |
|          | 1 市債    | 11,771,400  | △600      | 11,770,800  |
| 歳入       | 合計      | 162,260,903 | 1,326,689 | 163,587,592 |

歳 出

| 款      | 項          | 補正前の額       | 補正額       | 計           |
|--------|------------|-------------|-----------|-------------|
|        |            | 千円          | 千円        | 千円          |
| 2 総務費  |            | 15,951,455  | 90,544    | 16,041,999  |
|        | 1 総務管理費    | 13,032,886  | 34,147    | 13,067,033  |
|        | 2 徴税費      | 1,666,525   | 56,397    | 1,722,922   |
| 3 民生費  |            | 68,207,194  | 900,721   | 69,107,915  |
|        | 1 社会福祉費    | 34,303,078  | 3,771     | 34,306,849  |
|        | 2 児童福祉費    | 24,003,995  | 68,488    | 24,072,483  |
|        | 3 生活保護費    | 9,899,331   | 828,462   | 10,727,793  |
| 4 衛生費  |            | 8,240,725   | 273,089   | 8,513,814   |
|        | 4 保健衛生費    | 8,240,725   | 273,089   | 8,513,814   |
| 11 教育費 |            | 14,263,165  | 62,335    | 14,325,500  |
|        | 1 教育総務費    | 3,574,555   | 1,382     | 3,575,937   |
|        | 2 小学校費     | 4,187,827   | 38,282    | 4,226,109   |
|        | 3 中学校費     | 2,781,318   | 19,749    | 2,801,067   |
|        | 4 全日制高等学校費 | 1,165,160   | 559       | 1,165,719   |
|        | 7 特別支援学校費  | 190,017     | 2,363     | 192,380     |
| 歳出     | 合計         | 162,260,903 | 1,326,689 | 163,587,592 |

第2表 繰越明許費補正  
追加

(単位 千円)

| 款   | 項     | 事業名                         | 金額     |
|-----|-------|-----------------------------|--------|
| 総務費 | 総務管理費 | 行政センター費<br>(西行政センター施設営繕工事費) | 30,000 |

第3表 債務負担行為補正  
追加

(単位 千円)

| 事 項               | 期 間                 | 限 度 額                        |
|-------------------|---------------------|------------------------------|
| 池上コミュニティセンター指定管理料 | 令和6年度から<br>令和10年度まで | 331,819千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額 |
| 療育相談センター指定管理料     | 令和6年度から<br>令和15年度まで | 6,156,471                    |
| 産業交流プラザ指定管理料      | 令和6年度から<br>令和10年度まで | 176,819千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額 |

第4表 地方債補正  
変更

(単位 千円)

| 起 債 の 目 的             | 区 分   | 限 度 額   |
|-----------------------|-------|---------|
| 行 政 セ ン タ ー 整 備 事 業 費 | 補 正 前 | 552,800 |
|                       | 補 正 後 | 532,200 |
| 青 少 年 施 設 整 備 事 業 費   | 補 正 前 | 97,700  |
|                       | 補 正 後 | 117,700 |

令和5年度横須賀市一般会計補正予算(第7号)

令和5年度横須賀市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,871,134千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167,458,726千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款           | 項       | 補正前の額       | 補正額       | 計           |
|-------------|---------|-------------|-----------|-------------|
|             |         | 千円          | 千円        | 千円          |
| 15 使用料及び手数料 |         | 3,982,449   | 163,782   | 4,146,231   |
|             | 1 使用料   | 3,219,008   | 163,782   | 3,382,790   |
| 16 国庫支出金    |         | 29,198,008  | 3,482,412 | 32,680,420  |
|             | 2 国庫補助金 | 8,397,111   | 3,482,412 | 11,879,523  |
| 17 県支出金     |         | 11,163,063  | 171,180   | 11,334,243  |
|             | 2 県補助金  | 3,733,729   | 171,180   | 3,904,909   |
| 21 繰越金      |         | 884,806     | 43,660    | 928,466     |
|             | 1 繰越金   | 884,806     | 43,660    | 928,466     |
| 22 諸収入      |         | 7,681,223   | 5,800     | 7,687,023   |
|             | 5 雑収入   | 4,786,087   | 5,800     | 4,791,887   |
| 23 市債       |         | 11,770,800  | 4,300     | 11,775,100  |
|             | 1 市債    | 11,770,800  | 4,300     | 11,775,100  |
| 歳入合計        |         | 163,587,592 | 3,871,134 | 167,458,726 |

歳 出

| 款        | 項           | 補正前の額      | 補正額       | 計          |
|----------|-------------|------------|-----------|------------|
|          |             | 千円         | 千円        | 千円         |
| 2 総務費    |             | 16,041,999 | 194,405   | 16,236,404 |
|          | 1 総務管理費     | 13,067,033 | 191,071   | 13,258,104 |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 757,774    | 3,334     | 761,108    |
| 3 民生費    |             | 69,107,915 | 3,607,524 | 72,715,439 |
|          | 1 社会福祉費     | 34,306,849 | 3,571,069 | 37,877,918 |
|          | 2 児童福祉費     | 24,072,483 | 36,455    | 24,108,938 |
| 4 衛生費    |             | 8,513,814  | △2,161    | 8,511,653  |
|          | 1 保健衛生費     | 8,513,814  | △2,161    | 8,511,653  |
| 7 農林水産業費 |             | 957,506    | 9,379     | 966,885    |
|          | 1 農業費       | 143,005    | 17,674    | 160,679    |
|          | 2 水産業費      | 814,501    | △8,295    | 806,206    |
| 8 商工費    |             | 4,058,212  | △14,616   | 4,043,596  |
|          | 1 商工費       | 4,058,212  | △14,616   | 4,043,596  |
| 9 土木費    |             | 17,452,410 | 22,594    | 17,475,004 |
|          | 4 港湾費       | 1,330,191  | 2,400     | 1,332,591  |
|          | 5 都市計画費     | 8,104,229  | 20,194    | 8,124,423  |



|          |                 |             |           |             |
|----------|-----------------|-------------|-----------|-------------|
| 10 消 防 費 |                 | 6,780,844   | 4,348     | 6,785,192   |
|          | 1 消 防 費         | 6,780,844   | 4,348     | 6,785,192   |
| 11 教 育 費 |                 | 14,325,500  | 49,661    | 14,375,161  |
|          | 2 小 学 校 費       | 4,226,109   | 33,823    | 4,259,932   |
|          | 3 中 学 校 費       | 2,801,067   | 15,458    | 2,816,525   |
|          | 7 特 別 支 援 学 校 費 | 192,380     | 380       | 192,760     |
| 歳 出 合 計  |                 | 163,587,592 | 3,871,134 | 167,458,726 |

第2表 繰越明許費補正  
追 加

(単位 千円)

| 款           | 項         | 事 業 名                                                                                                          | 金 額       |
|-------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 総 務 費       | 総 務 管 理 費 | 美 術 館 展 覧 会 事 業 費<br>( 美 術 館 展 覧 会 事 業 )                                                                       | 168,713   |
| 民 生 費       | 社 会 福 祉 費 | 住 民 税 非 課 税 世 帯 等 に 対 す る<br>臨 時 特 別 給 付 金 給 付 事 業 費<br>( 住 民 税 非 課 税 世 帯 等 に 対 す る<br>臨 時 特 別 給 付 金 給 付 事 業 ) | 3,569,981 |
| 衛 生 費       | 保 健 衛 生 費 | 環 境 衛 生 事 業 費<br>( 環 境 衛 生 事 業 )                                                                               | 2,584     |
| 農 林 水 産 業 費 | 水 産 業 費   | 水 産 業 総 務 費<br>( 物 価 高 騰 対 策 事 業 )                                                                             | 2,206     |
| 商 工 費       | 商 工 費     | 商 工 業 振 興 費<br>( 商 業 振 興 対 策 事 業 )                                                                             | 6,400     |

第3表 地方債補正  
変 更

(単位 千円)

| 起 債 の 目 的             | 区 分   | 限 度 額   |
|-----------------------|-------|---------|
| 消 防 防 災 施 設 整 備 事 業 費 | 補 正 前 | 855,200 |
|                       | 補 正 後 | 859,500 |

令和5年度横須賀市特別会計介護保険費補正予算(第1号)

令和5年度横須賀市の特別会計介護保険費補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,542千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,199,542千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款           | 項               | 補 正 前 の 額  | 補 正 額 | 計          |
|-------------|-----------------|------------|-------|------------|
|             |                 | 千円         | 千円    | 千円         |
| 3 国 庫 支 出 金 |                 | 9,493,549  | 3,771 | 9,497,320  |
|             | 2 国 庫 補 助 金     | 2,157,787  | 3,771 | 2,161,558  |
| 7 繰 入 金     |                 | 7,735,368  | 3,771 | 7,739,139  |
|             | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 6,366,000  | 3,771 | 6,369,771  |
| 歳 入 合 計     |                 | 43,192,000 | 7,542 | 43,199,542 |

歳 出

| 款               | 項           | 補 正 前 の 額  | 補 正 額 | 計          |
|-----------------|-------------|------------|-------|------------|
|                 |             | 千円         | 千円    | 千円         |
| 1 介 護 保 険 事 業 費 |             | 41,804,068 | 7,542 | 41,811,610 |
|                 | 1 総 務 管 理 費 | 931,004    | 7,542 | 938,546    |
| 歳 出 合 計         |             | 43,192,000 | 7,542 | 43,199,542 |

令和5年度横須賀市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和5年度横須賀市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度横須賀市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

| (科 目)      | (既決予定額)<br>支 | (補正予定額)<br>出 | (計)          |
|------------|--------------|--------------|--------------|
| 第1款 水道事業費用 | 10,439,020千円 | 44千円         | 10,439,064千円 |
| 第1項 営業費用   | 10,322,816千円 | 44千円         | 10,322,860千円 |

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中、「建設改良積立金 956,714千円、繰越利益剰余金処分額 356,890千円」を「建設改良積立金 1,298,113千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,491千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

| (科 目)     | (既決予定額)     | (補正予定額) | (計)         |
|-----------|-------------|---------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 1,581,978千円 | 39千円    | 1,582,017千円 |

(利益剰余金の処分)

第5条 予算第11条を削除し、予算第12条を第11条とする。

令和5年度横須賀市下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和5年度横須賀市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度横須賀市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

| (科 目)       | (既決予定額)<br>支 | (補正予定額)<br>出 | (計)          |
|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 第1款 下水道事業費用 | 15,425,961千円 | 44千円         | 15,426,005千円 |
| 第1項 営業費用    | 14,734,845千円 | 44千円         | 14,734,889千円 |

(継続費)

第3条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を、次のとおり補正する。

補 正

(単位 千円)

| 款         | 項         | 事 業 名                                   | 区分  | 総 額     | 年度 | 年 割 額   |
|-----------|-----------|-----------------------------------------|-----|---------|----|---------|
| 資 本 的 支 出 | 建 設 改 良 費 | 令和5年度ポンプ場建設事業費<br>〔追浜ポンプ場<br>雨水ポンプ設備更新〕 | 補正前 | 400,000 | 5  | 160,000 |
|           |           |                                         |     |         | 6  | 240,000 |
|           |           |                                         | 補正後 | 450,000 | 5  | 160,000 |
|           |           |                                         |     |         | 6  | 290,000 |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

| (科 目)     | (既決予定額)     | (補正予定額) | (計)         |
|-----------|-------------|---------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 1,188,757千円 | 39千円    | 1,188,796千円 |